

第62回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

【事業報告】

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

- (1) 業務の適正を確保するための体制
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書 連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書 個別注記表

第62期

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

株式会社大塚商会

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であり、また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の基本方針（「内部統制システムの基本方針」）を定めております。（最終改定 2020年4月13日）

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ミッションステートメントをコンプライアンス体制の基礎として、取締役は、その遵守及び推進に率先垂範して取り組む。

取締役及び使用人は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善、内部監査による業務改善、内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書または電磁的記録）及びその他の重要な情報を、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則してリスク管理体制の整備を進め、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行う。

不測の事態が生じた場合には、対策本部を設置し、リスク情報を集約し、迅速かつ適切な対応策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、意思決定の妥当性を高めるための会議体についてその開催及び付議基準を明確化し、業務執行の詳細を「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に定め、効率性を高めるものとする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ経営者会議」の開催で、連結子会社の経営状況や利益計画の進捗を把握する。「特別執行役員制度」を設け、連結子会社の代表取締役社長を特別執行役員に選任し、連結子会社のコンプライアンスの徹底及びコーポレート・ガバナンスの強化を推進し、必要に応じて、業務の執行状況等について当社の取締役会または代表取締役社長への報告を求める。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

連結子会社の取締役会は、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を指示する。

「グループ経営者会議」において、連結子会社が認識したリスクについて情報の共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。

不測の事態が生じた場合には、当社に対策本部を設置し、リスク情報を集約し、当該連結子会社と連携して、迅速かつ適切な対応策を講じる。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社は、経営の自主性及び独立性を確保しつつ、グループの方針に則り年間計画を策定する。各社の目標と責任を明確にするとともに予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。連結子会社は、取締役会規程を整備し、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行う。また、業務執行の詳細を各種社内規程に定め、効率性を高める。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

連結子会社は、ミッションステートメントに則した業務執行により、自浄作用を機能させることで業務の適正を確保する。

連結子会社は、継続的なコンプライアンス教育による意識改善を行い、各社内に内部監査室を設置して業務改善を図り、当社が設置する連結子会社共通の内部通報制度の適切な活用等を通じてコンプライアンス体制の向上を図り、職務執行の法令及び定款への適合を確保することに努める。

ホ. その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社監査室は、各連結子会社内に設置した内部監査室より、各連結子会社で実施した内部監査の結果について報告を受けるほか、各連結子会社に対し定期的に監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請があった場合、監査役を補助する使用人として、経営管理本部の中から適切な人員を選任し、兼務させる。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人への人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることにより取締役からの独立性を確保する。

監査役が当該使用人に対し直接指示し、報告を受ける体制を整備することにより、実効性を確保する。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役が取締役及び使用人から業務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化する。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

各連結子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び連結子会社の取締役等または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を認めた場合は、その重要性及び緊急性に応じ、当社監査役に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

就業規則に則り、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、コンプライアンス室において審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用等を処理する。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役と適宜意見交換を行うこととする。

当社監査室は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役の要請に応じて調査を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、ミッションステートメント及びコンプライアンスに関する研修を義務付け、法令、社内規程等を遵守することの徹底を図っております。

当社監査室により、当社グループ全体を対象に、業務活動の全般に関して、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法令の遵守等について、定期・随時に監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行い、取締役及び常勤監査役に報告しております。

内部通報制度については、社内窓口のほか、専門相談員が対応する社外の通報窓口及び経営層から独立した通報窓口を設置し、不正及び不祥事の発生予防と早期発見に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書または電磁的記録）及びその他の重要な情報は、法令及び社内規程に基づき、コンプライアンス室が適切に保存、管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程に則して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。なお、当事業年度中は、対策本部の設置を要する不測の事態は発生しませんでした。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役3名を含む10名で構成しており、当事業年度中に19回開催し、法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案について、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ経営者会議」を当事業年度中に4回開催し、各グループ企業の経営状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

連結子会社の取締役会は、経営成績、財務状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。また、重要なリスクについては、「グループ経営者会議」において情報の共有を図る体制をとっております。なお、当事業年度中に情報の共有が必要な重要なリスクは確認しておりません。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

連結子会社は、グループの方針に則り年間計画を策定し、所期の業績目標の達成を図っております。また、業務執行の詳細を各種社内規程に定め、取締役会を開催し、経営に関する重要事項について、審議、決議及び業務執行状況の監督を行っております。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

連結子会社は、取締役及び使用人に対し、ミッションステートメント及びコンプライアンスに関する研修を義務付け、法令、社内規程等を遵守することの徹底を図っております。

連結子会社の内部監査室は、業務活動の全般に関して、定期・随時に監査を実施し、業務改善や意識改善のための具体的な助言・勧告を行い、代表取締役社長及び監査役に報告しております。

連結子会社は、当社が設置する連結子会社共通の内部通報制度を取締役及び使用人に周知しております。

ホ. その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社監査室は、連結子会社の内部監査室より、各グループ企業で実施した内部監査の結果について報告を受け、必要に応じて助言を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務の補助は、コンプライアンス室が担当しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

コンプライアンス室は、経営管理本部内の組織ではありますが、監査役の職務の補助については、直接監査役からなされる指示に基づき行っており、独立性を確保しております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

常勤監査役は、取締役会等、重要な会議体へ出席して業務執行の状況について報告を受けております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

連結子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び連結子会社の取締役等または使用人の職務の遂行に関する不正行為、法令または定款に違反する事実及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を認めた場合は、その重要性及び緊急性に応じ、当社監査役に報告する体制を取っております。当事業年度中は、当社監査役に報告すべき事実はありませんでした。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役並びに内部通報制度の通報処理責任者及び通報処理担当者は、監査役に報告したことを理由に当該報告者に対し不利な取扱いを行った者がいたときは、その者の社内処分について就業規則に基づき賞罰委員会に諮り、その決定に従い適切に対応する体制をとっております。なお、当事業年度中に報告者に対し不利な取扱いを行い、社内処分を受けた者はおりません。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、コンプライアンス室において審議の上、当該費用等を処理する体制をとっております。なお、当事業年度中に監査役から前払いの請求はありませんでしたが、監査役が立替払いした費用の請求については適時処理しております。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と適宜意見交換を行っております。

監査役会は、随時連結子会社の代表取締役社長に対し職務執行について聞き取りを行っております。

常勤監査役と当社監査室は、月1回を基本として定期的に会合を開催し、監査計画、監査実施状況、業務執行状況等に関する情報交換を行い、必要に応じて対処しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで) (単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10,374	16,254	272,834	△139	299,323
会計方針の変更による 累積的影響額			△47		△47
会計方針の変更を反映 した当期首残高	10,374	16,254	272,786	△139	299,276
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△22,752		△22,752
親会社株主に帰属する 当期純利益			40,022		40,022
土地再評価差額金の取崩			△1,396		△1,396
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	15,873	△0	15,873
当連結会計年度末残高	10,374	16,254	288,660	△140	315,149

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	8,734	8	△10,987	151	1,513	△580	3,030	301,774
会計方針の変更による 累積的影響額								△47
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,734	8	△10,987	151	1,513	△580	3,030	301,726
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△22,752
親会社株主に帰属する 当期純利益								40,022
土地再評価差額金の取崩								△1,396
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,898	△35	4,846	49	1,858	4,819	312	5,132
当連結会計年度変動額合計	△1,898	△35	4,846	49	1,858	4,819	312	21,005
当連結会計年度末残高	6,835	△26	△6,141	200	3,371	4,239	3,343	322,732

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4社
主要な連結子会社の名称	株式会社ネットワーク

② 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称	大塚オートサービス株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社又は関連会社数	3社
主要な会社等の名称	株式会社ライオン事務器
	決算日と連結決算日との差異がある会社については、連結決算日直近となる決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

主要な会社等の名称	大塚オートサービス株式会社
持分法を適用しない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する
棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品

主として移動平均法

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

その他 4～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

見込販売金額に基づき、当連結会計年度の販売金額に対応する金額を償却しております。ただし、毎期の償却額は残存有効期間（見込有効期間3年以内）に基づく均等配分額を下回らないこととしております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「お客様の課題に応じた商品・サービスを当社グループに蓄積された知見に基づき選定・提案し、お客様に利活用していただける環境を提供すること。」を、事業を行う上での基本的な付加価値と位置付けております。この考え方を、収益を認識する上での基礎とし、情報システムの構築・稼働までを事業領域とする「システムインテグレーション事業」と、システム稼働後のサポートを事業領域とする「サービス&サポート事業」それぞれのセグメントにおいて、下記のとおり収益を認識しております。

システムインテグレーション事業 システムインテグレーション事業に含まれるS I関連商品の販売では、コピー機、パソコン、サーバーやソフトウェア等を仕入先から調達しお客様へ提供することを履行義務として識別しており、当該資産に対する支配がお客様へ移転した一時点で収益を認識しております。ただし、当社及び連結子会社の物流センターより出荷される国内販売取引については、当該資産の出荷からお客様へ支配が移転するまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、他の当事者が関与している一部取引については、当該他の当事者により商品又はサービスが提供されるように手配することが、当社及び連結子会社の履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断し、純額で収益を認識しております。

システムインテグレーション事業に含まれる受託ソフト開発では、1.要件定義 2.設計 3.構築 4.運用準備・移行の4フェーズごとに履行義務を識別し、その単位で契約締結、検収を得ております。このうち、2.設計 3.構築の各フェーズは、契約における義務を履行することにより資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれてお客様が当該資産を支配することになるため、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して

おります。ただし、上記に該当する契約のうち、期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、S I 関連商品に顧客仕様にカスタマイズを行う契約等に代表される複合契約については、提供する商品又はサービスについて当社及び連結子会社のみが提供できる特殊なものではなく、お客様が個別に又は、他資源と容易に組み合わせることができることから、個別の履行義務と判断し前述のそれぞれの時点において収益を認識しております。

サービス&サポート事業

サービス&サポート事業に含まれるサプライ販売（主にたのめーる事業）では、オフィス機器関連消耗品や事務用品等を仕入先から調達し、お客様へ提供することを履行義務として識別しております。当該取引は、多くが当社物流センターより出荷される国内販売取引であるため当該資産の出荷からお客様へ支配が移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社が運営するポイント制度に基づき付与するポイントについては付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して収益を繰り延べております。

サービス&サポート事業に含まれる保守等の取引については、システムインテグレーション事業で導入した機器やソフトウェア等について、メンテナンスやサポートをサービスとして提供することを履行義務として識別しております。それらは、契約によって一定期間にわたり履行義務が充足されるもの、又は、サービス提供量に応じて履行義務が充足されるものがあり、それぞれに応じて収益を認識しております。ただし、他の当事者が関与しているコピー保守や電気通信など一部サービスについては、当該他の当事者によりサービスが提供されるように手配することが、当社及び連結子会社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、純額で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

たが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、流動負債に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、従来の方法に比べ当連結会計年度の当期首残高は、「受取手形、売掛金及び契約資産」は71億63百万円減少、「商品」は88百万円増加、流動資産の「その他」は87億70百万円増加、「繰延税金資産」は21百万円増加、「支払手形及び買掛金」は56億62百万円減少、「契約負債」は1億83百万円増加、流動負債の「その他」は72億43百万円増加しており、利益剰余金の当期首残高は47百万円減少しております。

また、従来の方法に比べ当連結会計年度の連結貸借対照表は、「受取手形、売掛金及び契約資産」は75億97百万円減少、「商品」は1億9百万円増加、流動資産の「その他」は92億16百万円増加、「繰延税金資産」は21百万円増加、「支払手形及び買掛金」は59億0百万円減少、「契約負債」は1億94百万円増加、流動負債の「その他」は75億2百万円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は365億44百万円減少、売上原価は360億77百万円減少しており、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ0百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は47百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,323百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 期末日満期手形
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しています。
- 受取手形 419百万円
支払手形 3百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	190,002千株	—	—	190,002千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	400千株	0千株	—	401千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年3月29日開催第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 22,752百万円
- ・1株当たり配当額 120円
- ・基準日 2021年12月31日
- ・効力発生日 2022年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年3月29日開催予定の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 23,700百万円
- ・1株当たり配当額 125円
- ・基準日 2022年12月31日
- ・効力発生日 2023年3月30日

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であります。上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を分析・把握することで回収可能性の確保や減損懸念の軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定のものを含む）は、主に運転資金に係る資金調達であります。

また、これら支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。長期借入金（1年内返済予定のものを含む）は、金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引及び一部の連結子会社の為替予約取引であり、執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 (*2)			
① 其他有価証券	11,405百万円	11,405百万円	－百万円
② 関連会社株式	1,380	2,435	1,055
資産計	12,785	13,841	1,055
(2) 長期借入金 (*3)	1,700	1,700	0
負債計	1,700	1,700	0
デリバティブ取引 (*4)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(81)	(81)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(47)	(47)	－
デリバティブ取引計	(129)	(129)	－

(*1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	9,867百万円
投資事業有限責任組合等への出資	25

(*3) 「(2) 長期借入金」には、1年内返済予定のものを含めて記載しております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,405百万円	－百万円	－百万円	11,405百万円
資産計	11,405	－	－	11,405
デリバティブ取引				
通貨関連	－	129	－	129
負債計	－	129	－	129

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
関連会社株式	2,435百万円	－百万円	－百万円	2,435百万円
資産計	2,435	－	－	2,435
長期借入金(*)	－	1,700	－	1,700
負債計	－	1,700	－	1,700

(*) 「長期借入金」には、1年内返済予定のものを含めて記載しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント		合計
	システムインテグレーション事業	サービス & サポート事業	
S I 関連商品	491,041百万円	—百万円	491,041百万円
受託ソフト等	50,630	—	50,630
サプライ	—	171,295	171,295
保守等	—	148,055	148,055
顧客との契約から生じる収益	541,671	319,350	861,022
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	541,671	319,350	861,022

(注) 「S I 関連商品」は、コンピューター、複写機、通信機器、ソフトウェア等の販売であります。

「受託ソフト等」は、受託ソフトの開発、ネットワーク構築、搬入設置工事等の提供であります。

「サプライ」は、オフィスサプライ商品の販売であります。

「保守等」は、ハード&ソフト保守、テレフォンサポート、アウトソーシングサービス等の提供であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	127,974百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	151,484
契約資産（期首残高）	647
契約資産（期末残高）	920
契約負債（期首残高）	15,930
契約負債（期末残高）	16,139

契約資産は、システムインテグレーション事業に含まれる受託ソフト開発において、当連結会計年度の期首・末日各時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、顧客との契約から生じた債権を除いたものです。完全に履行義務を充足した時点で、時の経過以外の条件は解消し、顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。

契約負債は、主にサービス&サポート事業に含まれるメンテナンスやサポートをサービスとして提供する取引において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分です。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、105億69百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,684円53銭
 (2) 1株当たり当期純利益 211円09銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
				オープンイ ノベーション 促進積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	10,374	16,254	16,254	2,593	37	67,350	174,105	244,086	△139	270,576
会計方針の変更による 累積的影響額							△47	△47		△47
会計方針の変更を反映 した当期首残高	10,374	16,254	16,254	2,593	37	67,350	174,057	244,038	△139	270,528
当期変動額										
剰余金の配当							△22,752	△22,752		△22,752
当期純利益							36,631	36,631		36,631
土地再評価差額 金の取崩							△1,396	△1,396		△1,396
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	12,482	12,482	△0	12,481
当期末残高	10,374	16,254	16,254	2,593	37	67,350	186,540	256,521	△140	283,010

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,540	△10,987	△2,447	268,128
会計方針の変更による 累積的影響額				△47
会計方針の変更を反映 した当期首残高	8,540	△10,987	△2,447	268,081
当期変動額				
剰余金の配当				△22,752
当期純利益				36,631
土地再評価差額 金の取崩				△1,396
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△1,813	4,846	3,032	3,032
当期変動額合計	△1,813	4,846	3,032	15,514
当期末残高	6,726	△6,141	584	283,595

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品

移動平均法

仕掛品

個別法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

その他 4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「お客様の課題に応じた商品・サービスを当社に蓄積された知見に基づき選定・提案し、お客様に利活用していただける環境を提供すること。」を、事業を行う上での基本的な付加価値と位置付けております。この考え方を、収益を認識する上での基礎とし、情報システムの構築・稼働までを事業領域とする「システムインテグレーション事業」と、システム稼働後のサポートを事業領域とする「サービス&サポート事業」それぞれのセグメントにおいて、下記のとおり収益を認識しております。

システムインテグレーション事業 システムインテグレーション事業に含まれるS I関連商品の販売では、コピー機、パソコン、サーバーやソフトウェア等を仕入先から調達しお客様へ提供することを履行義務として識別しており、当該資産に対する支配がお客様へ移転した一時点で収益を認識しております。ただし、当社物流センターより出荷される国内販売取引については、当該資産の出荷からお客様へ支配が移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。なお、他の当事者が関与している一部取引については、当該他の当事者により商品又はサービスが提供されるように手配することが、当社の履行義務であり、代理人として取引を行っているとは判断し、純額で収益を認識しております。

システムインテグレーション事業に含まれる受託ソフト開発では、1.要件定義 2.設計 3.構築 4.運用準備・移行の4フェーズごとに履行義務を識別し、その単位で契約締結、検収を得ております。このうち、2.設計 3.構築の各フェーズは、契約における義務を履行することにより資産価値が増加し、当該資産の価値が増加するにつれてお客様が当該資産を支配することになるため、その進捗度に応じて収益を認識しております。なお、進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。ただし、上記に該当する契約のうち、期間がごく短いものについては、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、S I関連商品に顧客仕様にカスタマイズを行う契約等に代表される複合契約については、提供する商品又はサービスについて当社のみが提供できる特殊なものではなく、お客様が個別に又は、他資源と容易に組み合わせることができることから、個別の履行義務と判断し前述のそれぞれの時点において収益を認識しております。

サービス&サポート事業

サービス&サポート事業に含まれるサプライ販売（主にたのめーる事業）では、オフィス機器関連消耗品や事務用品等を仕入先から調達し、お客様へ提供することを履行義務として識別しております。当該取引は、多くが当社物流センターより出荷される国内販売取引であるため当該資産の出荷からお客様へ支配が移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社が運営するポイント制度に基づき付与するポイントについては付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して収益を繰り延べております。

サービス&サポート事業に含まれる保守等の取引については、システムインテグレーション事業で導入した機器やソフトウェア等について、メンテナンスやサポートをサービスとして提供することを履行義務として識別しております。それらは、契約によって一定期間にわたり履行義務が充足されるもの、又は、サービス提供量に応じて履行義務が充足されるものがあり、それぞれに応じて収益を認識しております。ただし、他の当事者が関与しているコピー保守や電気通信など一部サービスについては、当該他の当事者によりサービスが提供されるように手配することが、当社の履行義務であり、代理人として取引を行っていると判断し、純額で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利変動リスクを回避することを目的としております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は、主に顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。また、当社が運営するポイント制度に基づき、顧客への商品販売に伴い付与するポイントについて、従来は、商品の販売時に収益を認識しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、流動負債に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、従来の方法に比べ当事業年度の当期首残高は、「売掛金」は78億11百万円減少、「契約資産」は6億47百万円増加、「商品」は88百万円増加、「未収入金」は87億70百万円増加、「繰延税金資産」は21百万円増加、「買掛金」は56億62百万円減少、「未払金」は71億20百万円増加、「契約負債」は1億83百万円増加、流動負債の「その他」は1億22百万円増加しており、繰越利益剰余金の当期首残高は47百万円減少しております。

また、従来の方法に比べ当事業年度の貸借対照表は、「売掛金」は85億17百万円減少、「契約資産」は9億20百万円増加、「商品」は1億9百万円増加、「未収入金」は92億16百万円増加、「繰延税金資産」は21百万円増加、「買掛金」は59億0百万円減少、「未払金」は73億58百万円増加、「契約負債」は1億94百万円増加、流動負債の「その他」は1億43百万円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は365億44百万円減少、売上原価は360億77百万円減少しており、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0百万円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は47百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある会計上の見積りはありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 47,553百万円 |
| 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 保証債務 | |
| 関係会社(株)ネットワークの仕入債務に対し、1,856百万円の債務保証を行っております。 | |
| (3) 期末日満期手形 | |
| 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 | |
| 受取手形 | 416百万円 |
| 支払手形 | 3百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 2,037百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 15,262百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,512百万円
仕入高	43,293百万円
販売費及び一般管理費	6,260百万円
営業取引以外の取引高	2,521百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	400千株	0千株	—	401千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	68百万円
未払事業税等	581百万円
賞与引当金	1,050百万円
退職給付引当金	2,273百万円
役員退職慰労引当金	179百万円
減損損失	1,165百万円
ソフトウェア開発費	1,310百万円
その他	2,198百万円
繰延税金資産小計	<u>8,827百万円</u>
評価性引当額	<u>△20百万円</u>
繰延税金資産合計	8,807百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,960百万円
その他	<u>△5百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△2,966百万円</u>
繰延税金資産の純額	5,841百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株) ネットワールド	585	ネットワーク関連製品の販売・技術サポート	(所有) 直接81.5	当社製品の仕入	製品の仕入	23,747	買掛金	2,762

取引条件及び取引条件の決定方針等

製品仕入については、市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,495円75銭

(2) 1株当たり当期純利益 193円20銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当事業年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。